

## 国公法弾圧2事件の無罪を求める決議

- 1 国公法弾圧堀越事件及び世田谷国公法弾圧事件はいずれも最高裁判所第二小法廷に係属している。両事件は、いずれも公務員が休日に政党の機関紙を個人的に配布した行為（政治活動）が、国家公務員法違反として刑事処罰の対象となるかが争点であり、1974年の猿払事件最高裁判決の判例変更の必要性が問題となっている。
- 2 国公法弾圧堀越事件の第二審の東京高等裁判所第五刑事部は、休日のビラ配布が公務の中立性や国民の公務に対する信頼性を侵すものではなく、堀越氏の行った公務と全く関係のない政治的行為を刑事罰をもって禁止することは憲法21条及び31条に違反するとして無罪の判決を出した。この判決は、わが国における公務員の政治活動の禁止が諸外国と比べ非常に広範なものとなっている点を指摘し、刑事罰の対象とすることの当否・範囲を含め、再検討・整理されるべき時代が到来していると判示している。上告審である最高裁では、国家公務員法の立法趣旨と社会常識、国際基準を照らし合わせた判断が求められている。
- 3 両事件の係属する最高裁判所第二小法廷には、国公法弾圧堀越事件発生当時、最高検察庁に所属し、同事件の捜査を指揮した古田佑紀裁判官がおり、同事件は回避したものの、世田谷国公法弾圧事件については回避をせず引き続き合議体に加わるといふ。しかし、国公法弾圧堀越事件について捜査を指揮した者が、争点の重なる世田谷国公法弾圧事件について、客観的・中立的判断をなし得るとは到底考えられない。世田谷国公法弾圧事件についても、古田佑紀裁判官は回避すべきである。
- 4 自由法曹団は、両事件について、言論表現の自由についての憲法判断と、猿払事件最高裁判決に対する歴史的な批判に耐える正しい判断が求められることから、両事件を速やかに大法廷に回付し、14人の裁判官による慎重な審理を行うよう求める。
- 5 また、わが国は、国連自由権規約人権委員会から、2008年10月、政治的ビラ配布行為によって公務員が逮捕、起訴されたことについての懸念が表明され、表現の自由に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきとの勧告を受けている。勤務時間外に、職場から離れた場所で、職務と全く関係なく行われた政治活動が、公務の中立運営とこれに対する国民の信頼を害する可能性は抽象的危険すらなく、公務員の政治活動を一律・全面的に禁止する判断は、明らかに国際基準、時代に逆行するものであり、許されない。
- 6 自由法曹団は、最高裁が両事件を大法廷に回付し、猿払事件最高裁判決を変更し、言論表現の自由を擁護する違憲無罪の判決を出すことを強く要求するものである。

2010年10月25日

自由法曹団 愛媛・松山総会